

神栖市教育委員会後援に関する要項の担当課事務取扱判断基準

教育委員会事務局後援の対象及び承認の、所管課の判断について

\* 神栖市教育委員会事務局組織規則により担当課を定める

項 目	担当課
学校教育の中でも、特に幼稚園，小・中学校などに関するもの	学 務 課
学校保健及び学校の安全に関するもの	学 務 課
学校給食に関するもの	第一学校給食 共同調理場
学校教育の中でも、特に特別支援教育の推進に寄与するもの	教 育 指 導 課
学校教育の中でも、特に学力向上の推進に寄与するもの	教 育 指 導 課
教職員の研究に関するもの	教 育 指 導 課
教職員の福利厚生に関するもの	教 育 指 導 課
社会教育に関するもの	文化スポーツ課 文化生涯学習 G
文化・芸術に関するもの（文化財を含む）	文化スポーツ課 文化生涯学習 G
青少年教育に関するもの	文化スポーツ課 文化生涯学習 G
スポーツ及びスポーツレクリエーションに関するもの	文化スポーツ課 スポーツ推進 G
学校の施設整備に関するもの	教 育 総 務 課 施設管理 G
他課の後援項目に該当しないもの	教 育 総 務 課 総務 G